第２の２⑵オ㈠の表放送の区分の欄中「放送の」を「基幹放送の」に、「一般放送事業者の放送」を「民間基幹放送事業者の放送（有料放送を行うものを除く。）」に改め、同表放送対象地域の欄中「一般放送事業者」を「民間基幹放送事業者」に改める。

第２の２⑵オ㈡の表放送の区分の欄中「放送の」を「基幹放送の」に、「一般放送事業者」を「民間基幹放送事業者」に改め、同表放送対象地域の欄中「一般放送事業者」を「民間基幹放送事業者」に改める。

第２の２に次のように加える。

⑶　衛星基幹放送（デジタル放送）

ア　協会の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送	総合放送	全国	2

イ　学園の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超短波放送	大学教育放送	全国	1
テレビジョン放送		全国	1

ウ　民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送	特定標準テレビジョン放送	全国	7
	特定標準テレビジョン放送以外の放送	全国	43程度～65程度（注）

㈱　一の周波数を２分割又は３分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

⑷　衛星基幹放送（デジタル以外の放送）

基幹放送の区分			放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
協会の放送	テレビジョン放送	総合放送	全国	2

⑸　移動受信用地上基幹放送（207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するデジタル放送）

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	全国	当該放送に係る技術等を考慮して定める数

第２の３及び４を削る。

第２を第３とし、第１の次に次のように加える。

第２　放送法第93条第１項第５号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第７条第２項第４号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）

１　「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

⑴　放送法第106条第１項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと（総合放送を行うものに限る。）。

⑵　放送法第106条第２項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること（この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。）。

⑶　放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。

⑷　放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。

⑸　放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。

２　以上のほか、第３の基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を充足すること。

○総務省告示第二百四十三号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十八条第一項の規定に基づき、昭和三十四年郵政省告示第五百九号（無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

題名中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第一項及び第三項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第四項中「放送事業者」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者」に、「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第五項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百四十四号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第七条第二項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第六百四十号（放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

１中「標準放送を行なう放送局」を「中波放送を行う基幹放送局」に、２中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百四十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四条）第二十八条の二及び第二十八条の三の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博